

イギリス封建制展開への試論

富 沢 靈 岸

【要約】 従来閑却されがちであった封建制の契約理念を強調し、私的理念を基礎とした封建制の進展に因して、強大な国王権の展開が、いわば所与の前提としてあったことを特殊イギリス的特色として重視し、封建制の発展と王政の発展とが時期的に並行一致していたことを強調した。そして、ノルマン征服前後の封建制の発展を、私的主従契約の物権化——封の授受——の展開に求め、それが、ノルマン、アンジェー王政の発展という屋根をかりて発展し、身分共同体として安定的な発展をとげてゆくことを展望したが、それはまた同時に、封建的諸関係の空洞化でもあり、封建制の完結でもあると論じた。その後の封建制の顕末について、一四・五世紀の庶子封建制、貴族身分の相剋の中に、身分共同体意識の後退を見通す一方、この時期の庶民院の発展を重視して、封建制固有の地方主義が国制史的発展の中に吸収されてゆくものであるとした。

史林 五四巻五号 一九七一年九月

一 問題の所在

敗戦後、戦前の熱狂的なファシズム体制から全く掌を返したように民主主義が鼓吹されることとなった。当然に西ヨーロッパ民主主義にその範が求められ、われわれの関心は、そのつい先頃まで蕃史とののしっていた西洋史、とくに西ヨーロッパにおける民主主義発展の歴史に向けられる

こととなった。明治維新以来の近代化を錯覚として反省し、日本社会の近代化への第二の出発が始まった。当時の一般の風潮として、民主主義を錦の御旗としてかけ、戦前の全体主義、封建遺制を、戦時中のアジア侵略、殺戮と暴虐行為などとともに一億総懺悔の対象とするものがあったことは、なお記憶に新しい。

西洋史学の分野においても、ルネサンス、宗教改革、市

民革命というヨーロッパ社会の近代化の究明が流行し、中世封建社会は、近代社会、近代人の克服すべき悪の根源として、いわばネガティブな意味のみを付せられていたにすぎない。しかし民主主義と近代化の展開に真正面からとり組んでゆく時、民主主義、近代化を生み出した、克服されるべき古い母胎としての封建社会、封建制の究明が要請されてきたことは、至極当然な趨勢であり、そのこと自体、決して誤りではありえない。しかしわれわれが近代民主主義にとり組む余りに、中世封建制研究には相対的な価値しか与えられていなかったことは確かであり、中世封建制研究独自の価値、固有の意義を顧みる余裕と寛容さとに欠けていたこともまた事実である。全く馬車馬のように近代民主主義の目標に向かって猛進していた当時であって、封建制のポジティブな意義を見ようとすると余裕はなかったけれども、また反動のレッテルをはりつけられることを極度に恐れる軽薄な空気にも強く支配されていたことも否定出来ない。それは、たとえ自然な衝動からであったとはいえ、きわめて非歴史的な感覚であった。しかしこのことは何も戦後の日本だけに限った現象ではない。実はヨーロッパにお

いても、なお封建制の記憶の生々しいフランス革命前後の時代から一九世紀にかけても、feudalismという言葉は、日常語としては、怪奇な gothic、また軽蔑的な意味で、きわめて感情的に用いられていたといわれる。^①

しかし日常語として、あるいは一般的な時代感覚から語る場合はともかく、知的に、あるいは学問上の専門語として用いる場合には、そのようなプリミティブな、感覚的な用い方が許されないのは当然であり、一九世紀後半以後のヨーロッパにおいて、またわが国においてはもはや戦後ではないといわれ出した昭和三〇年ごろからにわかに、封建制概念規定をめぐる論争が交されることとなった。一九世紀後半以降のヨーロッパにおける封建制概念規定の動向と、わが国における昭和三〇年ごろ以降における封建制概念規定の動向とを同列に論ずることは、きわめて非歴史的なことであり、とくに時間的経過の長さにおいて格段の差があることは認めねばならないが、しかしその波長の差にも拘らず、封建制に関する感覚的愛憎を越えた時点で、客観的、合理的に、ないしは学問的に、封建制をとらえようとするようになった点では、幾分の類似を認めることも許される

のではなからうか。

今日、わが国において、特に人文社会科学の分野において、学術的専用語の概念規定が論者によってマチマチであることがよく指摘されるが、封建制概念も正にその最たるものである。これはわが国の学界特有の現象ではなく、ヨーロッパにおいても同様の事情である。しかしこれほど憂慮すべき現象ではないのである。ある意味では、概念規定をめぐってその学問が進められてきた、また今後も進められるべきであるともいえるのであり、性急に安直に基準的、標準的規定を下すべきではないし、またそうすることは恐らく不可能であり、たとえ出来たとしてもそれは所詮、独断的規定でしかありえないであろう。法学者、政治学者、経済学者、歴史家たちによっていろいろな意味を強調した封建制が語られ、歴史家の中でも、法制史、経済史、軍事史、社会史の間で、いろいろな局面が強調されてきた。そして筆者がたまたま参考にしたパーミンガム大学、中世史教授 H. A. Cronin は、封建制概念に関係したあらゆる事実を固定させることが出来ない現状では、漠然と、柔軟に考えてゆく他はないと述べ、主従関係を中心に、軍事奉

仕による封土保有、マナー領有制、マナーにおける領主・農民関係、さらに国王と直属貴族との間にみられた公権の譲渡、そうした職制の世襲化などの支配していた社会は、封建的とよばざるをえないであろう^②として注目される。しかし彼は、半ば絶望してそのように述べているのではなく、いろいろな学者たちが、それぞれの分野で封建制研究をすすめてきた成果を出来る限り網羅すべきであるとしているのである。

こうした中であって、最近注目される成果はケンブリッジ大学 W. Dillmann 教授の封建制規定である^③。わが国においても鈴木利章氏の訳が出て大変読み易くなったが、アルマン教授の規定に手掛りを求めて、教授が強調する封建制のもう一つの面を溯源してみることとする。それは、従来の、近代民主主義社会が克服すべきものとして、封建制のネガティブな面を強調してきた考え方に対し、封建制の中に、近代民主主義社会にも連なる契約理念が含まれていることを強調し、封建制のいわばポジティブなもう一つの面を強調した点に特色がみられる。つまり、主従関係において、領主は臣下より忠誠な奉仕を得るけれども、領

主は臣下に対して保護と封土恩賞とを提供すべき義務があり、封建制の主従関係は、一方的な支配関係として規定されるべきではなく、主従関係にみられる領主と臣下との間の双務契約に基づくものであることを強調したものである。^④ その論旨の端々には若干の疑義も含まれるけれども、そうした封建制の双務契約理念こそが、一三世紀の大憲章を生み、議會制を發展させ、一七世紀のジョン・ロックの政治契約思想を生み、近代民主主義政治の原理を培うものとなったのであるという、きわめて明快な論旨である。

しかしこうした見解は決してアルマン教授が初めて指摘したのではなく、すでに Fustel de Coulanges, Paul Roth などによって、ロマニスト、ゲルマニストの区別なく、かなり古くから指摘されているもので、わが国においても、鈴木成高教授の名著によって雄弁に語られている。^⑤ 封建制度はこれを一言にしておおうことは到底不可能であるが、しかし一応、主従関係が、土地の授受、恩貸関係を媒介としてかためられたものであるが、またそれは何よりも軍事的な制度として成立するものでなければならぬとすることが許されるであろう。しかしその萌芽の核心は、

一人の自由民が「自己自身の身分的自由と人格的自由とを毀損」されることなく、他の自由民の隸属保護下に入る主従の双務契約にあり、しかもその双務契約関係は、あくまで「私的な」関係であり、また「個人的な」関係であった。その意味で「国家的秩序である」といわねばならず、「封建制度がしばしば無政府の秩序とよばれる所以もそこに存する」のである。^⑥ 勿論、こうした私的な契約関係は封建制度の萌芽的な要素にすぎないことは断わるまでもないが、しかし封建制を形成する核心的な一つの要素となるものであることには異論はないであろう。

封建制度は一片の政令で、一箇の政治的事件によって突発的に成立したものでなく、^⑦ 漸次的に、いわば社会「習俗」^⑧として成立したものであり、しかもその関係は私的な個人的な双務契約関係であることを一つの特徴とする限り、それは当然に国家的なもの志向し、現象としては無政府的状态を招来するものであると考えられるが、しかしそうした私的、個人的な契約関係が、たとえ国家的、無政府的とよばれようとも、一つの秩序を志向するものであったという鈴木教授の指摘はきわめて重要である。

その点について思い起こされるのは、堀米庸三教授、志良晃志郎教授の所論である^⑥。堀米教授は封建制の基礎を荘園制に求めず、知行制に求めるといふ基本的立場を明らかにし、知行制が、封建外的な、あるいは超封建的な国王権によって秩序づけられるものであるとされ、一三世紀において、いわば非封建的な要素を媒介として、かえって知行制、封建制が本質的展開をとげ、封建制の最盛期を迎えるときされる^⑦。一方世良教授は、封建制の基礎を古典荘園制に求められ、古典荘園制にもとづく自生的な領主の家権力、家の平和権が独自のイムニテートを主張するものである限り、国家的秩序とは無関係なアナキーを志向するものであるとされる。しかしながら、それぞれのイムニテートはレーン制的発展によって秩序づけられるものであり、レーン制は、一元的な国王権力による統一をめざす支配・服従関係であると同時に、主従間の双務契約関係に立つものであることを強調し、国王権が、レーン制的発展自体の要求として生み出されると考えられる。両教授は、封建制固有のルール、鈴木教授のいわゆる「無政府の秩序」ともいふべきものを追求されている限り、同じ方向をめざしておら

れると考えられる。しかし、秩序を与える契機としての国王権を、ともに超封建的、超レーン的と規定されつつも、堀米教授は封建外なものとして上から、世良教授はムント、レーン制的発展によって要求され制約されるものとして、下から説明されようとする点で大きな差があり、したがって封建制発展の展望において対照的な結論を得られることとなるが、われわれの課題も、これらの先学により、主としてドイツ封建制について展開された問題を、特殊なイギリス封建制にどう適用してゆくかという所にあるといわねばならない。

- ① H. A. Cronne, *The Reign of Stephen*, London, 1970, p.6.
- ② *Ibid.*, pp. 8-9.
- ③ アルマン著、鈴木利章訳「中世における個人と社会」ミネルヴァ書房、昭四五。
- ④ 同書、一一二頁以下。
- ⑤ 鈴木成高著『封建社会の研究』弘文堂、昭二三。以下の叙述において、教授の用語を「」に入れて借用した。
- ⑥ 同書、七一頁。
- ⑦ 同書、一三七頁。
- ⑧ 同書、二四一頁。
- ⑨ 堀米庸三著「中世国家の構造」『社会構成史大系』第四集所収）日本評論社、昭二四。世良晃志郎著「封建制社会の法的構造」『法律学

体系』法学理論篇二三）日本評論新社、昭一九。

⑩ 堀米庸三「封建制の最盛期とは何か」『法制史研究』、第二号所収。

二 イギリス国王権の発展

以上に関連して、イギリス封建社会において注目されるのは、一一四八―一五三年の間に結ばれたと思われるチェスター伯 Ranulf と、レスター伯 Robert との間の協定である。この協定では頼りにならないステイヴン王には一切ふれず、兩人が互いに信頼すること、また兩人の一方が liege lord とともに他方を攻撃しなければならぬ破目に陥った場合も、二〇ナイト以上を派遣しないこと、またその時奪った財産があれば後でもどすこと、また兩人は二週間前に予告することなしに相手を危険に陥らせないこと、また兩人は互いに相手の従士を誘惑して自分の従士としないことなどという取り決めに交し、リンカン司教を保証人にして協定を交換しているのである。^⑪ この協定は、liege lord とはいっているがそれが誰であるかを明らかにせず、全くステイヴン王権を排除し、保証人にも、普通ならば国王を立てるべきところをリンカン司教を立てることによ

って協定に権威、神聖性を与えた協定であり、文字通り国家外的な協定であるが、この協定について、Crome は、封建社会の秩序が乱れた時にはこのような協定が伯の間でとり交されていたことを重視し、これがアナーキーを避ける方法であったと強調している。つまり、封建社会はともすれば無秩序、無政府的混乱に陥る危険にさらされてはいたが、しかし個々人の間の私的な信頼関係の上に立って私的な双務契約をとり結ぶことによって、あるいは主従の間で忠誠と奉仕との私的な双務契約をとり交すことによって、そうした危険を避けることを志向するものであったのである。世良教授が主張されるごとく、封建制はその発展過程において何らかの秩序を私的な双務協定という形で志向するものであったことが以上の事例からも推測出来る。しかしながら、イギリス封建社会にあっては、実は以上の協定が結ばれたステイヴン王の一九年間に異例であり、イギリス封建制のルールは、普通は堀米教授が強調されるように国王権に訴えることによって維持されたのである。その点でイギリスの場合は、強大な国王権がいわば初めから所与の前提としてあったという歴史的事情があったこと

に注目せざるをえない。われわれは暫くイングランドにおける国王権の発展事情をみることにしよう。

イングランドでは、きわめて早くから国王権が強大に成長した。われわれはその例を、アングロ・サクソン諸法典の国王のムント権の評価についてみる事が出来る。

まずケント、エゼルベルフト王法典（五六八―六一六）、五章、八章において、国王のムント権を犯した場合の罰金は五〇金シリング（ウェセックスの一五〇銀シリングに当る）と規定され、一三章において、貴族のそれは一二金シリングと規定されている。その比は大体四対一の比となっている。またウェセックス、イネ王法典（六八八―七二六）では国王のムント侵犯は財産没収、および死刑（六章）か、一二〇銀シリング（四五章）、貴族のそれは六〇銀シリング（六章、二項）から特別な場合で八〇銀シリング（四五章）とされており、アルフレッド王法典（八七一―九九）三章では、国王のムントの場合、恐らく賠償と罰金の合計で五ポンド（二四〇銀シリング）、貴族のそれは二ポンド（九六銀シリング）となっている。細かい差を無視すれば、H. M. Chadwickがいう通り、ウェセックスにおいては一二〇シリングが国王

のムントに関する罰金、六〇シリングが貴族のムントに関する罰金と理解してよいであろう。ともかく国王と貴族との比は大体二対一程度となっている。これはケントの四対一に比べてみる時、非常な地域差を感じしめるものがあるが、その点で注意すべき規定は、エゼルベルフト王法典、六章である。

「もし人が自由民を殺害した場合、彼は国王の領主保護権を破った廉で、国王に対して五〇金シリングを払うべし」

今、国王の領主保護権と訳出した *drithinboage* については、国王としての保護権か、領主としての保護権かという論議があるが、その点については、イネ王法典、六章、三項が参考になる。

「もし公共税納入民、あるいはイエブールの家において争いが起こった場合、争いを起こしたものは罰金として一二〇シリングを払い、そのイエブールに六シリングを払うべし。」

公共税納入民は恐らくケアールと解せられるが、ケアールやイエブールに賠償金として払う六シリングは別として、

罰金として払う一二〇シリングは、前述のごとく国王へ払う罰金額に当るもので、到底、ケアールやイェブールに払われたものとは解釈出来ない。やはり、国王のムント権を侵犯した罪の罰金として国王へ払われたものと解釈する方が自然である。すなわちわれわれは、このイネ王法典、六章、三項と、エゼルベルフト王法典、六章とを併せ読む時、国王が自由民一般を保護する立場にあるものとして、自由民一般に関する殺害、傷害事件については、国王の保護権、平和権をも犯したものと見做し、それぞれの地域の国王のムント権侵害罪にあたる五〇金シリング、一二〇銀シリングが徴発されたと考えるのが自然であろう。したがって、国王と貴族との対比は、さぎに述べたような四対一とか二対一とかに示されるようなものではなく、国王はその外に、数多い自由民一般に関する、そして恐らく頻発したであろうと思われる殺傷事件の一つについて、国王の保護権、平和権を侵犯したという名目で多額の罰金を徴収していたものと思われるのである。国王は、起源において貴族と同輩の者であったが、アングロ・サクソン国家形成が進むにつれて、国家全体の治安を維持する最高責任者として、国家

的な公的な意味をもつ罰金を徴収して貴族たちよりぬきん出てくるものであったと考えるべきであろう。

アングロ・サクソン国家形成期において、国王権は、以上のように、ただ法的、観念的に、あるいは意識の上だけで傑出してきただけではなく、ウエセックスのイングラド統一、とくに一〇世紀に入ってエゼルスタン王時代の組織的な防衛体制の確立、エドモンド、エドガー王時代の州・郡制組織の発展とともに、軍事的政治的に、国王としての実力をそなえることに成功し、名実ともにイングラド王の地位にふさわしい地位を占めてくることとなるのである。

また一一世紀にデーン人であるクヌート王がイングラド王位を得てアングロ・サクソン人を支配するにいたった事実も、イングラド王権の高揚にとってきわめて重大なる意義を持つ事実である。クヌート王はキリスト教会を尊重するという政治的ジエスチュアをみせるが、実はその陰で、デーン人の直臣を重用してイングラドを四分し、強烈な異民族王朝支配の体制を固めたのであった。彼の時代における十人組組織 *tithing system* の充実は、州・郡制

を通じて、地方末端へ王政を貫徹させてゆこうとしたものであり、また、彼の時代における国王大権の規定は、彼の強烈な異民族支配権の高揚を象徴するものであるといわねばならない。こうして、クヌート王の、征服者としての地位を利した強烈な支配体制は、イングランド王権を一段と高めるものとなり、国王権の貴族権よりの卓越は、この時期に一層促進されることとなったのである。この伝統は、ノルマンディーに育ち、ノルマン人を重用してサクソン貴族の反撥を招いたエドワード懺悔王^②、さらに懺悔王より後継者に指名されたノルマンディー公ウィリアム征服王らの異民族支配の体制、いわゆるノルマン体制に連なつてゆくものであった。こうした異民族支配の歴史はイギリス中世史を特色づけるものであり、イギリス中世封建社会の進展を考察してゆく場合には、こうした特殊イギリス的事情によつて生み出された強大な国王権の形成が、いわば所与の前提としてあったことをぬきにしては語ることが出来ないといわねばなるまい。

① Cronne, *op. cit.*, pp. 178-80.

② F. L. Attenborough, *The Laws of the Earliest English Kings*,

pp. 4-5.

③ *Ibid.*, pp. 6-7.

④ *Ibid.*, pp. 38-9.

⑤ *Ibid.*, pp. 50-1.

⑥ *Ibid.*, pp. 38-9.

⑦ *Ibid.*, pp. 50-1.

⑧ *Ibid.*, pp. 64-5.

⑨ H. M. Chadwick, *Studies on Anglo-Saxon Institutions*, pp. 127

-9-

⑩ Attenborough, *op. cit.*, pp. 4-5.

⑪ *Ibid.*, pp. 38-9.

⑫ 拙著『封建制と王政——イギリス封建制の特質』、ミネルヴァ書房、

昭四三、五三—七頁。

⑬ 同書、一七七—八頁。

⑭ 同書、三七五頁以下。

⑮ エドワード懺悔王は、サクソン・セルディック王朝の、正統をつぐ最後の国王である。しかし彼は、そのサクソンの血統にもかかわらず、サクソン貴族たちの反撥を招いた程に、ノルマン的な政策を追求し、自分の後継者にノルマンディー公ウィリアムを指名したという点でも彼の時代を、クヌート王以来の異民族支配体制の一環としてとらえることも許されるのではなからうか。

三 イギリス封建制の展開と王政との関連

ところで、以上のような過程を経てサクソン末からノルマン時代を通じて形成されてきた強大なイギリス国王権は

サクソン封建社会の進展とどう関連するものであったろうか。われわれは再び封建制と国王権との問題に立ち返らねばならない。

さきに述べたように、封建制は本来私的な、個人と個人との結合関係の上に立つものである限り、それは国家外的な結合関係である。その点では、国家的な秩序を志向する国王権とは決定的に対立する。というよりもむしろ、国家的秩序とは無縁な関係であるといわねばならない。

しかし封建的な主従関係にはそれ自身としてのルールがあった。主従両者の間の信義、忠誠のルールである。つまり一つ一つの封建的主従関係はそうしたルール、契約の上立つものであったが、しかしその封建的主従関係は、他の封建的主従関係とは全く別個のものであった。封建的主従関係はそれぞれ私的な結合関係であった故に、それらがいくつか並存する時、必ずしも調和するとは限らず、むしろ屢々互いに抵触した。個々の信義、忠誠関係が固ければ固いほど、それだけ屢々互いに抵触するものであり、全体としてみた場合には無政府状態に陥り易いものであったことが当然に予想される。つまり、互いに私的な結合関係で

あるが故にきわめて不安定なものとならざるをえない。封建的な主従関係がこうした段階にとどまっている限りは、正に封建制度は無政府状態を現出する以外の何物でもないといえよう。

しかしながらサクソン末からノルマン時代にかけてのイギリス封建社会の進展をみる時、封建社会は必ずしも無秩序には進展していない。貴族以下の人びとは互いの結合契約関係の保証と調停とを国王権に求めて、封建社会の安定的な発展を希求していたことが特徴的である。サクソン時代八・九世紀から盛んに発行されることとなる *charter*、*book* とよばれる土地権利証書は、その証書が宛てられている貴族たちの。(封建的所領として具体化されているところの、そしてまた本来私的な契約関係の集積ともいうべき) 封建的諸関係を保証するものとして、貴族たちによってしきりに求められているのである。またクヌート王、ヘンリー一世時代にみられた国王大権、つまり国王のみが裁判しうる、国王裁判権のみに属すべき重大事件の指定とか、征服王、ヘンリー一世時代に顕著に進められた貴族の係争事件の国王法廷への上告例、および国王の裁判官たちによる

全国巡回裁判制などが物語るように、サクソン末から、とくにノルマン時代に入って国王裁判権の発展は著しいものがあり、封建貴族たちの封建的諸関係を調整し保護してゆく究極の権威とみなされるようになったのである。さきに例証したチェスター伯とレスター伯の相互協定のごとき例は、イギリス封建社会においてはむしろ例外であり、普通は、堀米教授のいわゆる「封建的な、超封建的な」強大なるイングランド国王権に訴えて、封建的諸関係、封建社会の秩序と安定が得られたのである。

封建制の発展、それは決して無秩序なものではありえず、何らかの意味で秩序あるものでなければならぬ。しかしその秩序は、堀米教授がいわれるように封建的な、超封建的なものによって、いわば外からもたらされたものといえようか、それとも世良教授がいわれるように、レーン制発展過程の中に、いわば自生的に獲得されてゆくものであったろうか、実はわれわれは、その何れをも証する事実をイギリス史の中に認めることが出来るのである。国王権という封建的な要素によって秩序づけられるものでもあったが、またそうした秩序は、封建制レーン制発展過程の中

に求められるものでもあったのである。

しかしイギリス史に関する限り、強大な国王権が、いわば所与の前提としてあったということが重要であり、イングランド国王権の高揚、王政の発展が、イギリス封建制の発展と現象的に並行していたことが特徴的である。アルフレッド王時代の国王権の高揚と封建所領の一般的形成、一〇世紀における王政機構の発展と封建領主支配権の進展、一一世紀デーン・ノルマン時代の集権体制の発展と大陸封建制の導入がそれである。こうしたイギリスにおける展開を顧みる時、封建制の発展と王権、王政の発展とをパラレルに説明することが何よりも必要となる。つまりイギリス封建制は、(堀米教授がドイツ封建制について論じられたように) 一三世紀を待つことなく、いわば初めから、それとは異質な、無縁な国王権を前提として、それに適合的な支柱を見出して発展してゆくものであった。また国王権は封建制と全く無縁なものであったかも知れないが、しかしそれは互いに求め合うものでもあった。そしてイギリス封建制の場合は、そうした志向が(世良教授がドイツ封建制について論じられたように) 発展過程の中に生まれてくる

ものではなく、初めからの志向として封建制関係固有の志向として前提されていたものであったといえるのではないだろうか。

その点で繰返し注目されるのが、アルマン教授のいわゆる封建制双務契約論である。つまり封建制は、いかえれば主従関係と恩貸関係を含めた封建的諸関係は、個人と個人との間の、私的ではあるが双務契約に基づく制度であったことである。そしてそうした私的契約を基礎とする封建制は、イギリスのような強大な国王権の存在する所においては国王権の保証を得て、逆に、強大な国王権に恵まれなかった大陸においては相互の間の契約によって発展してゆくものであったのである。

われわれは、大陸におけるその原型を、遠くメロヴィング・フランク史の中の Andrian 和議にみる事が出来るであろう。すなわち、クロタール一世の死後の内乱の後五八七年に分邦の国王グントクラムとヒルデベルト二世との間に結ばれたもので、鈴木教授によって要約すれば、「レウデースにして内乱中君主を裏切って他の君主の側に走った者はいずれも現住地からもとのところへ帰らなければなら

ないこと、また君主は他の君主のレウデースを自分の味方に引き入れるように誘惑しないこと、またもし彼らが投じ来た場合にもこれを受け容れないこと、犯罪のために他の君主のもとに逃亡したものはその罪の性質にしたがい逐次赦免してもとに返すこと」^②などが規定されている。

すなわちグントクラム、ヒルデベルト二世は、それぞれの身辺に、私的雙務契約に基づく結合関係を、多くの人びととの間に個別的にとり結んでいたが、そうした私的契約結合関係の集積を、不安なく維持してゆくために、同じ不安を感じていた小王、貴族との間にとり交した協定であった。それは、アルマン教授のいう封建制契約原理の上に立つ協定であり、封建制はその発展過程においては勿論、その成立、発生においてすでに双務契約、相互契約の原理を前提として含むものであったと考えたい。

とくにイギリスの場合、そうした不安の解消、保証は、いわば所与の前提として強大に発展しつつあった国王権に求められるのが普通であった。

すでに九世紀後半のアルフレッド王法典、三七章に、

「もし誰かがある地域を去って、他の地域で奉仕をす

ることを欲する場合、彼は、それまでその裁判管轄下に
あったところの貴族エアルダーマンの同意を得なければ
ならない。」^②

またその一項に、

「貴族の同意を得ていない場合、その者をうけ入れた
者（領主貴族）は一〇シリングの罰金を払う。その場
合、彼はそれを折半して、半分をその者が居住していた
地域の王に、もう半分をその者が転入してきた地域の王
に払うこととする。」^③

とある。

これは領主間で領民を無断で移動させないための保証を、
地域国王権に訴えていたことを示す例である。九世紀後半
のアルフレッド王時代は、封建的諸関係の成立を具象化す
る封建的所領が、国王の *book, charter* の認証、追認を
得てようやく著しい展開をみせる時期に当たっていた。こ
うした八・九世紀におけるイギリス封建化の開始は、右法典
に示されているような各地域の部族王権、さらにそうした
部族王権を統轄してゆくこととなるイングランド国王権を
志向したアルフレッド王権が発展してくる時期と重なり合

っていたという特殊イギリス的な事情から、イギリス封建
制の発展は、その出発点から、その保証と調整とをこうし
た強大な国王権に求めるといふ特色があったといえる。

同様な趣旨の法規は、一〇世紀に入っても、エドワード
長兄王第二法典、七章、エゼルスタン王第二法典、二二章、
一項^④、その他第三法典、四章、第四法典、四・五章、第五
法典一章など^⑤にみられ、しかもその何れの規定にも、違反
した場合一〇シリングという国王への罰金支払いが規定
されていることは、封建的結合関係の保証が国王保護権の
中に求められていたことを端的に示すものとして興味深い。
その他一般に、サクソン・イングランドにおける封建制、
封建領主支配権の発展が同時期における国王権、王政機構
の発展と並行するものであったことが論証されねばならな
い^⑥が、さきに検討する機会があったのでここでは割愛した
い。

イギリス封建制の展開を考察する場合には、以上のよう
な特殊イギリス的事情を十分に配慮しなければならないが、
その意味において、さきにあげたチェスター伯、レスター
伯の協定は、国王権が弱かった時期の、イギリスとしては

異例のことであつたのである。Crown によれば、貴族らは弱体なステューヴン王権に失望し、非常な不便を感じていたといわれている。^⑤しかし、それではイギリス封建貴族たちは、彼らの私的な封建的結合関係をより確実なものにするための保証を求めするために強大な国王権をひたすら希望していたといえるであろうか。Crown は、一五三年のウォリングフォードの協定において、ステューヴン王とノルマンディー公ヘンリー(後ヘンリー二世)とが妥協したこと、また双方の貴族たちが妥協を望んだこと、そのためにウォリングフォード協定が遷延し場所をウィンチェスターに移してやっと和解が成立したという事実を強調している。^⑥彼によれば、当時の貴族たちは何れかが勝つこと、そして勝つことによつて強大にすぎない国王権が出現して、その結果、貴族たちが強力に統制されるという事態が起こることを忌避していたのである。その忌避の努力が協定遷延の何よりの理由であつたとするのである。すなわち封建貴族にとつては彼らを統制するような強大な国王権を望まない。しかし彼らの封建貴族権の成長を保証する程度の国王権の存在を、つまりあくまで封建貴族の利益本位に、封建

的諸關係の利益本位に希求するものであつたということをつけ加えておかねばならない。

勿論そうした封建貴族たちの希望は、あくまで封建貴族側の一方的な期待であり、国王権は必ずしも封建貴族領主たちの期待通りに現われてくるものではない。国王は、そうした封建貴族側の希望に応えて、実はそれを利用して地方末端の治安を統轄してゆき、国王権の統轄支配を貫徹してゆくものである。国王権は、封建的主從關係を利用して、封建的主從關係とは本来無縁な国家的秩序の確立を志向し、場合によつては封建貴族層の利益を抑制し、統制することによつて、国家的秩序の確立を限りなく追求してゆくものである。とくに外国人の征服王朝であるデーン王朝、ノルマン王朝時代における、クヌート王の国王大権理念の設定、ウィリアム二世の陪臣支配の徹底、ヘンリー一世の巡回裁判による裁判権の集中などはその事例に属するといえよう。サクソン末期からノルマン時代にかけての国王権の發展と封建制の發展との関連を以上のように整理してみる時、この両者は、一方は国家的秩序を志向するもの、他方は国家外的關係の強化を志向するものとして、対立するという

よりも、対立さえもしない全く互いに無縁なものであったともいえるが、その意味では両者は決して一体化するものではなかった。あくまで両者は無縁なものとして並存するだけであった。しかしイギリスの場合、両者は初めから互いに他を求め合い、互いに利用し合うという密接な関係を保つことを前提として発展しており、現象的には略々時期

的に一致して発展するものであったことがイギリス史の特徴として指摘出来る。国王権は一元的支配を指すものとして、双務契約義務関係に基づいて発展してゆく封建制理念とは無縁なものである。その点は諸先学が既に指摘しておられる通りである。しかしイギリス封建制の発展過程に關する限り、世良教授が指摘されるようにそれは互いに求め合うものであり、互いに内包する要求として生れてくるものであった。しかしまた堀米教授が指摘されるように、それは並行することによってかえって互いに自らを發展させてゆくものでもあった。われわれはさらにそれに加えて、イギリス封建制發展の場合については、そうした両者の内包する要求と並行發展とが、一三世紀を俟たずに、また發展過程の成熟を俟たずに、始めから、いわば所与の前提と

して含まれていたものであることを、イギリスの特色として重ねて指摘したいと思う。

② 拙著『封建制と王政』、一〇三頁以下。2領地権利証書発行の意義を参照。

③ 鈴木成高著『封建社会の研究』、二八五頁。

④ F. L. Attenborough, *op. cit.*, pp. 80-1.

⑤ *Ibid.*

⑥ *Ibid.*, pp. 120-1.

⑦ *Ibid.*, pp. 138-9.

⑧ *Ibid.*, pp. 144-5.

⑨ *Ibid.*, pp. 148-9.

⑩ *Ibid.*, pp. 152-3.

⑪ 拙著前掲書、第三章各節を参照。

⑫ H. A. Cronne, *op. cit.*, p. 182.

⑬ *Ibid.*

四 身分共同体としての展開

以上において一応サクソン末からデーン、ノルマン王朝時代にかけての国王権の發展と封建制の展開とを考察してきたが、つぎに一二・三世紀アンジュ時代、とくにヘンリー二世時代、大憲章、エドワード一世時代を主要な考察対象として、両者のその後の関連についての見通しを立て

てみたい。

封建制度は、さきに述べたように本来私的な主従の契約結合関係に基づくものであったが、それはベネフィキウム、つまり封土、および種々な支配権の授受制によって物的に具象化されているものでなければならぬ^③。封建制度は、史料的には、私的な主従間の契約結合関係よりも、封建的土地所有関係、封建的支配関係という物権化された形で伝えられている。それは単に史料のもつ性格によるだけではない。極端に言えば、封建制度の発展は、かかる契約結合関係の多様な物権化、物象化であるともいえるからである。サクソン末からノルマン時代にかけてのイギリス封建制の発展も、武器や封土の単純なる物的貸与制と結合したプリミティブな主従関係から、物的贈与の程度において、またその種類においてきわめて多種多様に進化した主従関係へとという形をとって展開されてゆくものであった。しかも、本来個人と個人との間の単純な契約結合関係であった主従関係が、二人以上の領主から異なった物権をうけて、異なった支配下におかれるという複雑な関係に進展してゆく。封建制は益々多様に複雑に進展してゆき、末端の物権支配

において種々な撞着、衝突を免れることが出来なくなってくる。とくに封建的主従関係において授封された物権は封土、およびその封土支配権だけとは限らない。第三者の所有する封土に関する経済外的、裁判的支配権をも含むことが屢々である^④。懺悔王時代あるいはヘンリー二世時代に盛んに譲渡されたところの、土地所有と無関係な郡裁判権だけの譲与、いわゆる私領郡 private hundred^④の簇生がそれである。しかしそれでも封建制は決して全く無軌道に進展してゆくものではなかった。無軌道な進展はかえって自らを不安ならしめるものである。封建制は本来双務契約、相互契約の原理に基づくもので、その成立の当初からすでに契約原理を前提として含むものであって、決して無軌道な発展を志向するものではなかった。アンジュー時代の発展を考察する際にはこうした事情を十分に考慮に入れておく必要がある。

ヘンリー二世時代の王政の進展は、巡回裁判制の確立という一点にまとめることが出来るであろうが、その主眼点は、土地所有権の調整と領主裁判権の調整にあった。つまり複雑多様に展開し、さらにステイヴン王時代の内乱中

にやや無軌道に走ったイギリス封建制に対し、調整と保証とを与えることがヘンリー二世の課題となったのである。

しかしステイヴン王末年に強大にすぎる征服王権が出現することを恐れた封建貴族たちの憂慮はついに現実となつて、アンジュー王権が成立し、ヘンリー二世時代にコムン・ローのの名の下にイギリス封建制の発展は、調整と保証が与えられると同時に、強力な統制下におかれることとなつた。グランヴィル Glanville 著『イギリス慣習法』は、そうしたイギリス封建制の準拠を示したものに他ならないし、ヘンリー二世時代の国王大権理念の発展は、さきのクヌート王のそれをさらに一段と強化発展せしめたものとして、国王権の優越を誇示するものであったといえるであろう。

しかしながら、こうした国王権の優越、封建制の統御は、そのまま封建貴族領主権の進展の抑制に連なるものではなかつた。ヘンリー二世時代に五二もの私領郡が封建貴族へ譲与されたという事実^⑩が雄弁に物語るように、正に封建領主権、封建制の発展は王政の発展とは全く無縁に、王政的秩序に調整と保証を見出して、かえって著しく進展してゆくという適合関係を維持しつつづけてゆくものであったこと

を見逃してはならない。とくにノルマン征服以来の王政的秩序、国家的秩序を強調する国王の政策に便乗して、封建貴族領主層の間に既得の特権を守るための利益共同体として、貴族身分、貴族階級としてまとまってゆく動きが次第に顕著となつてゆくことが注目される。

本来貴族は、サクソン時代の賢人会議 *witenagemot* における機能にみられるように、個々別々に出席を要請され、また個々別々に意見を求められる孤高の存在であつた。^⑪その伝統はその後の貴族院にも残されているが、しかしアンジュー時代に入ると、国王と直屬封臣 *tenant-in-chief* という、いわば縦の關係にとつて代り、直屬封臣団という、いわば横の連帯を強めて自らの特権を守つてゆくこととする動きが顕著となることが注目されねばならない。^⑫しかも佐藤伊久男氏によれば、こうした直屬封臣団は、自らの特権を守つてゆくために国王権に抵抗するばかりではなく、国王権との共存が自らの利害に一致する限り国王権と協同して封建的秩序を形成してゆくものでもあつた。それがインランド王国共同体の実態に他ならないのである。^⑬つまり、国王権と封建貴族団との緊張したバランスの上に王国共同

体があつたということが出来よう。ともあれこうした封建貴族層の間にみられた身分共同体、特権共同体の結成は、さらに下層の騎士身分、自由農身分、農奴身分などの規定、また都市における市民共同体の成長、あるいは大学共同体の誕生などとともに、ヘンリー二世、アンジュー時代における封建制発展の特色となつた。こうして本来、個々バラバラの私的な関係であつた封建制主従関係は、それに伴う物権の維持と発展とのために、同じ境遇、同じ身分にある者同志の、横の連帯としての身分共同体を結成し、封建社会は身分社会として益々安定的な発展をとげることとなる。今、とくに対象としている封建貴族層にみられる特権的身分共同体についてみる時、そのもつとも顕著な現われは、一二一五年の大憲章闘争にみられることは論を俟たない。J・C・ホルトがいう通り、大憲章闘争は、ヘンリー二世以来ジョン王にいたる強大な国王権を中心としたアンジュー国家体制に対し、封建貴族層の特権の維持を図り、いわば封建貴族体制ともいふべきものを確立せんとするための闘争であつた^④。そして、従来個々バラバラに行動していた貴族たちは、ここに初めて共通の利害の下に、反王の旗印

の下に結集し、特権身分共同体として共闘し、ジョン王の專制を批判し、再び、国王と封建貴族との「政治的共同性にもとづく封建的秩序」としての王国共同体を国王に認めさせることに成功したものであつたといえよう。

しかし大憲章にみられる貴族たちの共闘も実はにわか仕立てのものであつた。反王の旗印の下に結集した貴族はものほし気な期待と報いを求めて、いわば取引として参集している者が多く、必ずしも立憲的体制を心から希求した共闘ではなく、しかも一二一五年六月の大憲章確認の時点において、おそく参加した者を中心とする満足派と、以前から闘争をすすめてきた北英反徒貴族を中心とする不満派とに分れるなど、決して一枚岩的な団結を示しておらず、互いに私利私欲を目指した同床異夢的な共闘にすぎなかつたことは注意されねばならない。しかし、これもまた、身分共同体として安定的な発展をとげてゆくための一つの試行錯誤であつたのであり、アンジュー体制下における封建制の身分共同体的発展という大きな流れに逆らうものではありえなかつた。

一二・三世紀における封建的身分の進展、いわば封建的

秩序の進展は、何度も繰返すが、本来私的な契約結合関係であった封建制につきまとう不安を解消し、それに調整を与える点では非常な進歩であった。しかし身分共同体の形成、身分制国家の出現は、実は封建的関係の空洞化の進行でもあったのである。封建的関係は、自らの安定的発展を求めて、自らとは全く無縁な国家的秩序という屋根をかりて著しく進展し、身分社会として安定的な成長をみせたが、しかしそれは封建的関係を正に形骸化してゆく過程でもあったのである。すなわち、国王権を中心とする王国的秩序、王国共同体の中に体制化されてゆく過程であったといえるのではなからうか。封建制は一二・三世紀において完成したともいえるであろうが、しかしむしろ完結したという方がよりふさわしいのではなからうか。そしてその完結の時点を敢えて求めるとすれば、それはエドワード一世時代であろう。H・M・キャムは、エドワード一世時代一二七九—一九四年の権限開示令状による調査 *Placita de Quo Warranto*、さらに一二九〇年の封土再受封禁止令 *Quia Emptores* の意義を強調して、エドワード一世は、特権保有者（貴族領主）にその特権の正しい行使を要求したが、そ

の特権行使は王国の安寧のためにあるものであり、あくまでも王国共同体の体制内にあるものであったことを強調している^{③④}。またエドワード一世は、特権領の執事 *steward* たちに対して、王吏との協調を求め、特権領運営の外に、国王の王令 *writ* をおこなう王政の *agent* たることをも要求している^⑤。エドワード一世時代に、貴族特権は、自ら求めていた保証と安定を確保したが、しかし、本来全く無縁であった国家的秩序の中に体制化されてしまったと考えることが出来るであろう。その意味において筆者は、エドワード一世時代に、イギリス封建制の完成よりむしろ、完結の時点を求めたいと考える。

③ 鈴木成高『封建社会の研究』、一三六、二五二、三五九頁。

④ 同書、一五〇、三六五頁。

⑤ H. M. Cam, *Liberties and Communities in Medieval England*, 1963, pp. 71-4.

⑥ R. Lennard, *Rural England*, 1959, p. 37, f. n. 3.

⑦ J. C. Holt, *The Northerners*, 1961, p. 5.

⑧ T. J. Oleson, *Witnagemot in the Reign of Edward the Confessor*, 1955, pp. 83-90. ⑨ 佐藤久男『その後の残されたこと』、W. Stubbs, *The Constitutional History of England*, Vol. II, pp. 190-1.

⑩ 佐藤伊久男『十二・十三世紀の西ヨーロッパ諸国、イギリス』(岩

波濤座世界歴史』10 所収)二五一一二頁。

④5 佐藤伊久男、同論文、二五二頁。

④6 J. C. Holt, *Magna Carta*, 1965, pp. 44-9, 52-4, 56-8, 62-3. 又た拙稿「中世イギリス憲制史の問題点」(『大阪樟蔭女子大学論集』8号所収)四、参照。

④7 佐藤伊久男、前掲論文、三五二頁。

④8 J. C. Holt, *The Northerners*, pp. 219, 242, 247-8, 254.

④9 *Ibid.*, pp. 120-1.

⑤0 一三世紀の身分制社会の、封建社会としての空洞化については、マナーの崩壊に連がる社会経済史的な諸現象が、一三世紀には見紛うべくもなく進行していたことも考え合わせなければならぬ。拙著『封建制と王政』三九九―四〇〇頁。したがってあえてイギリス封建制の最盛期を求めるとすれば、そうした社会経済史的現象の進行にもとづいた封建的諸関係の空洞化が顕著となる以前の、ノルマン征服直後、精々ヘンリー二世時代までのイングランド社会に求めなければならぬこととなるであろうか。本稿でも、都合上、社会経済史的考察を故意に割愛せざるをえなかった。

⑤1 H. M. Cann, *op. cit.*, p. 207.

⑤2 *Ibid.*, p. 203.

⑤3 *Ibid.*, p. 193.

五 身分共同体の崩壊——庶子封建制

最後にエドワード一世時代以後の十四・五世紀という、いわゆる中世末期におけるイギリス封建制度展開の顛末と

もうべきものを見通しておかねばならない。この時期は、スタッフズにより立憲的には不毛な時期とされているが、しかしたとえ一三世紀にみられたような激刺とした立憲的精神が失われてはいても、議会制というものが、いろいろな試行錯誤をくり返しつつ、次第にその形体を定着させてくる時期として注目される。立憲的精神を失って形骸化したものであったとしても、他日そこに新しい内容を盛ってゆくこととなる立憲制のフレームが定着してゆく時期であったといえるであろう。この時期までに一応の完結をみせたと考えられるイギリス封建制は、この時期にどういった展開をみせてくるか、それが本節の課題である。

ところで、一四・五世紀は、経済史的な大きな基調として封建制の崩壊が着実に進行する時期として理解されている。封建制のウクライドとしての荘園が直領地の貸付とその縮小を中心に、いわば内部的核心を喪失してくるとともに、一三世紀において荘園の発展拡大をもたらした開墾が、一四・五世紀に入って荘園体制を稀薄化してゆく、いわば外部的な解体契機ともなった。こうした荘園体制の崩壊は、当然の結果として、荘園の上に成り立っていた封建所領の

変質、一般的に封建的体制の解体を生み出すものであることは論を俟たない。われわれは一四・五世紀におけるイギリス封建制の展開を考察してゆく際に、こうした基本的な経済史的動向を無視してはならず、それを基礎的視点にすえて考えてゆかねばならない。ところがこの時期に、とくに一五世紀に入って一段と顕著となるが、封建所領が大きく統合されてくることが注目されるのである。⑤ 勿論それは安定的な統合をとってきたという性格のものではなく、たえず離合集散させられる危険な淵に立たされているという性格のものであったが、ともかく大きな貴族所領が生まれてくるのがこの時期の特色である。それぞれの封建貴族は、互いにその特権領を維持拡大してゆくためにエドワード二世、あるいはリチャード二世にとり入って、王領地の譲与をうけ、さらに他貴族領の没収併合を図る。⑥ 一四・五世紀のイギリス政治史は、こうした貴族らの利己的な思惑が暗躍し、ものほしげな貴族たちの阿諛追従によって国王権の尊大化、統制化も許すようになる時期であると要約出来る。国王が愛寵する貴族へ王領地を譲与し、国王の封建的な後見権なども譲与してゆくことがきわめて頻繁となり、

そのために国王収入が減少して国家財政が窮迫して来、国王の庶民院への課税要求が激増するという悪循環をくり返した。⑦ (Crome は、ステューヴン王時代に王家(プロア家)がその権限を強化してゆくために貴族との結合を図ったという政策を *fendo-dynastic policy* とよんでいるが、一四・五世紀は封建貴族たちが自らの領地の拡大と繁栄を追求して国王権を利用した時期であるという、ステューヴン時代とは反対の意味で *fendo-dynastic policy* とよんでよいであろう。また貴族たちは、ひたすら自己保存のために死物狂いになって自らの大所領、特権を維持拡大しようと浅ましい闘争をくり返し、その闘争に勝ちぬいてゆくためには傘下に徒党臣下をまきこんでゆかねばならず、そうした臣下の軍事力に依存するというのが実情であった。いわゆる庶子封建制 *bastard feudalism* はこうした中で生れてくるものであり、貴族権の維持発展は、こうした臣下たちによって担われることとなり、臣下たちの向背は貴族領、貴族権の存亡にかかわるものとなってくるのである。

以上のように一四・五世紀における封建貴族領、封建貴族権の拡大は、自らの足の上立った拡大発展ではなく、

国王の専制を許してまでも国王権に依存し、また自らの存亡を無責任な契約関係に立つ、節操を欠いた庶子封建制に賭けた拡大であったにすぎない。すなわち、さきに述べた封建制崩壊という大きな経済的基調下にある皮相的な拡大現象にすぎず、それは到底真の意味での封建制の発展とはいい得ないものであった。尊大化する国王権と、着実に社会的政治的実力を蓄えてくるナイト、ジェントリー臣下団の発展との間にはさまって、封建貴族領、貴族権は、たえず瓦解の淵に立たされているという状態であった。

H・M・キャムは、エドワード一世以後、貴族権が全く無法に無責任に増大していったこと、また当時の庶子封建制にみられる私的関係の露骨な無節操な展開を強調しているが、われわれはここで、一四・五世紀の庶子封建制の中に、少なくとも特権的貴族身分の間の無法な展開の中に、身分階級制意識の喪失、利己主義の無法な展開が進行していたことに注目すべきであろう。

さきに述べた通り、一二・三世紀において、個々の封建関係に伴う物権の維持と発展とのために、同じ境遇、同じ身分に属する者が互いに横の連帯を強めて身分共同体を形

成し、封建社会は身分制社会として安定的な発展をとげてゆくものであった。しかし封建関係が自ら希求した身分制的安定は、私的な封建関係の発展を保証するものではあつたけれども、また同時に私的な封建関係を統制してゆく結果ともなり、身分制的秩序の中に封建制関係は完成すると同時に完結するものであることを展望した。こうした展望の上に立って一四・五世紀の庶子封建制をみる時、それは、封建制を完成し完結せしめた身分制的秩序の混乱、無法化に他ならず、互いに他を蚕食しつつ展開された新しい封建制は、所詮、封建制の自滅過程以外の何物でもない。しかも封建貴族たちが国王にとり入って国王権に依存してその所領と特権とを拡大していったところにみられるように、結局は尊大化してゆく国王権のとりになつてゆくものであったことをも見逃すことが出来ない。

しかしながら、この一四・五世紀における封建制展開過程において、もう一つ注目されるべき要素がある。それは、封建制が本来的に含むところの localism という要素である。身分制的秩序が失われ、誠に無責任に、無法に貴族領、貴族特権が展開されたということは、また、正に王国的秩

序、身分的秩序に対して無責任なまでに、それぞれの地域が、それぞれの地域本位に開発されていったことを意味するものであるともいえよう。つぎに節を改めて封建制と地域的发展との関連を考えるとする。

⑤ V. Stubbs, *The Constitutional History of Medieval England*, 1873-4, Vol II, pp. 320-1, 539.

⑥ *Op. cit.*, Vol III, pp. 17-8. *たゞ' *Cam. op. cit.*, p. 209.

⑦ Stubbs, *op. cit.*, Vol II, pp. 344-5, 530 and 585-7.

⑧ *Op. cit.*, Vol II, p. 345; Vol IV, pp. 43-4 and 55-7.

⑨ Croome, *op. cit.*, p. 169.

⑩ *Cam. op. cit.*, pp. 213-4.

⑪ *Ibid.*

六 地域共同体の展開とその意義

封建制度は、中央集権制に対して、地方分権制、地方自治の伝統を育むものであった。それぞれの地方文化、地方産業というものは、封建制が支配していた中世において、それぞれの地域についてきわめて丁寧に開発されていったものである。そしてそのそれぞれの地域というのは正にそれぞれの封建所領に他ならない。それぞれの封建所領は、それぞれの地域慣行がおこなわれる単位地域であり、また

それぞれの地域文化を育む単位地域であったのである。

本来封建制に含まれていた localism は、アンジュー時代における身分制秩序の形成、いわば横の秩序によってその発展を規制され、同時代の集権体制によって統制されることとなった。しかしエドワード一世以後の横の秩序の混乱によって、それぞれの地域の無法な開発、発展が進むこととなり、王国共同体への責務を忘れて、^⑫それとは無関係に、それぞれの localism が庶子封建制の展開に呼応して伸展してゆく傾向が顕著となる。

しかしながら、こうした一四・五世紀における localism の展開に関してわれわれが注意しなければならぬことは、たとえ立憲的精神を失った形骸にすぎなかったとはいえ、立憲的議会制度の発展がみられたことである。イギリス議会は、ジョン時代の大憲章闘争、ヘンリー二世の貴族の内乱に集約的に示されたように、アンジュー集権体制を批判する形で、貴族身分、特権身分の共同体としての貴族院中心に身分制議会的発展を示したが、しかしそれ以後の貴族院、とくに庶民院の発展は、身分制議会よりもむしろ地域制議会としての特色を強く打ち出してくる。すでに大憲

章時代においても、北英貴族の連帯が強く、北英地域だけが、その地域独自の利害の下に独自の動きを示していたが、^⑥また、キャムが、一二・三世紀におけるアンジュ集権体制に關しても、州という、慣行を共通にする古い伝統的な地域共同体というフレームが根強く作用していたことを強調し、^⑦いわゆる同輩裁判も、封建的身分的序列に基づく裁判というよりも、隣人共同体、地域共同体による裁判という原則に立つものであったことを指摘し、^⑧そうした地域共同体の積み上げとしての王国共同体が意識されつつあった点を強調しているのが注目される。

一四・五世紀における庶子封建制の無法な展開、localityの無秩序な伸展は、議會制の進展と時期的に並行して進んだが、始めから身分制的慣行が十分に定着し得なかつたイギリス議會制は、この時期において益々地域制議會の特色を顕著に示してくる点が注目される。一三世紀において大憲章闘争、貴族の内乱という形でかなり明確に身分共同体を結成し、かなり明確な身分的特権を主張した封建貴族層さえも、細微な点においては地域的な分裂を示すものであったが、庶民院を形成してゆくこととなったナイト、

ジェントリー層は、ヘンリー二世以来の身分規定の明確化にもかかわらず、ついに完全な身分意識を結実させることなく、庶民院が創設されても、全国的な横の庶民身分の代議機関としてではなく、それぞれの地域共同体を代議するものとして発展してゆくこととなった。^⑨

すでに大憲章時代から反抗貴族たちがしきりにナイト層を自己の陣営内に引きずりこもうと努めているのも、ナイト層が地方行政に明るく地方政界をよく把握しているものと評価していたからであり、一三世紀末より庶民院が、立法化を求める嘆願と課税への同意という機能を中心に、次第にその姿を明確にしてくるが、庶民院の同意権、協賛権を通じた国政への参加は、ナイト、ジェントリーの第三身分、第三階級としての参加という形をとらず、ナイト、ジェントリーによって代議される州共同体、すなわち地域共同体としての参加という形をとって発展していったのである。

H・M・キャムは庶民院代表の選出について、貴族たちは、貴族たちの利害を庶民院に貫徹させるために自己の臣下より州代表を選出させようとしていたが、^⑩一四・五世紀

になると、貴族より下、農奴より上のあらゆる階層が代議制に関心を持って来、領主、領民関係よりも、同じ州内に住む自由土地保有者たちの代議制という意識が高まってきたと述べている。^⑥ すなわち、漸く、地域代表制原則が定着してきて封建的原則を駆逐してゆくこととなったのである。しかもキャムの言を借りれば、「州共同体とは州ジェントリーが指導するものではあったが、ジェントリーの外の多くの住民を含むものであって、階級意識は育たなかった」

「代議者に代議させ、代議者に賃銀を払う州共同体は……近くに住み、地方的感覚を共有し、伝統と責任を共有するものとして一体をなして」^⑦ ゆくものであった。すなわち身分代表制をとらず、地域代表制の原則に則して発展してゆくものであったことが重要である。また庶民院における課税同意について、州代表ナイトが議会において即答することを避けて、会期中にもかかわらずそれを州集会に持ち帰り、州共同体の決定を庶民院に伝えるという役割を果たしたにすぎなかつたといわれるのも、庶民院が、身分代表としてでなく、全く地域代表として機能していたことを示すものであろう。すなわち、貴族より下のナイト、ジェント

リー層は、庶民院において完全に完全な身分共同体を結成することなく、地域共同体のリーダー、ないしスポークスマンとしてそれぞれの地域共同体の中に埋没してゆくものであったのである。

しかしながら、一四・五世紀の庶民院の発展において、州ナイト、ジェントリーが議会庶民院の代議制を通じて体现した州共同体、地域共同体は、もはや封建制に固有な localism を体现するものではなかった。さきに指摘したように、エドワード一世以後の一四・五世紀において大貴族たちが無秩序に私利私欲を追求する庶子封建制が進展した結果、従来比較的調整されて開発されてきた localism が地域自体の利害のみを追求してゆくこととなったが、しかし同じ一四・五世紀に並行して発展してきた議会庶民院の発展という国制的進展によっても規制されることとなったということが注意されねばならない。すなわち、それはもはや封建制に固有な、それぞれの地域本位の localism ではなく、議会庶民院という国制的な場において、localism と localism との調節が図られるところの localism であり、それぞれの地域共同体は、王国共同体を構成するユニット

としての国制的役割しか与えられないところの localism となったということが注目されるのである。すなわち、封建制 localism、地域的な私的な封建体制は、議会議院の発展という国制的発展の中に吸収され、そのフレームの中で和解、妥協せしめられてゆく、いわば国家的体制内に吸収されてゆくものであったという見通しを立てることが出来るのではなからうか。

- ①① *Cam. op. cit.*, p. 209.
- ①② *Holt, The Northerners*, p. 130.
- ①③ *Cam. op. cit.*, p. 54ff.
- ①④ *Ibid.*, p. 56.

①⑤ R. Wicks, *The Community of the Realm in the Thirteenth Century England*, 1970, p. 84.

①⑥ *Holt, The Northerners*, p. 60.

①⑦ *Wickson, op. cit.*, p. 65.

①⑧ *Cam. op. cit.*, pp. 231-2. また Stubbs, *op. cit.*, Vol. II, pp. 241, 243-4. 因みに、自由土地保有者たちは、代議費用の負担を求めたが (*Cam. op. cit.*, p. 239ff. Stubbs, *op. cit.*, Vol. II, p. 242) 代議制は一二世紀末、エドワード一世の晩年に定着してゆくこととなる。

①⑨ *Cam. op. cit.*, pp. 246-7.

①⑩ *Ibid.*, p. 247.

(本稿は昭和四十六年度文部省科学研究費一般研究Dに関する報告の一部である。)

(大阪府立女子大学教授、XXXXXXXXXX)

Land Surveys in Later Ming Period

by

G. Nishimura

The Chinese government in the early sixteenth century suffered from the constant shortage of income—*hsü-liang* (虛糧)—by the refusal of the landed tax-payers. This shortage was made good by its transfer to the direct producers, *tien-hu* (佃戶), who were forced to pay additional taxes, *pao-p'ei* (包賠). It is why this age witnessed so many risings of the peasantry who were manily the fusitives from the rack-renting landlords.

The land surveys in later Ming dynasty were assumed to find a solution to this problem and underwent some change between *chiatsing* and *wan-li*, each respectively the first and the last regnal year of the surveys. Moreover the inquiry in the ninth year of *wan-li* is remembered with the name of Chang Chü Chêng (張居正), the instigator of that nationwide land investigation. We can roughly divide these periods into three: (1) the period of trial and error; (2) the period of *chiün-liang* (均糧), that is the tax-assessment in spite of which the great landed classes remained almost untouched; (3) the period of Chang.

Moreover three stages are discernible about how to carry out the survey—*tzu-chang*, *fu-chang* and *hui-chi*. In *tzu-chang* that is the self-survey one could report about his land by himself only to allow the great landowners to make their vested interest lawfully intact. On the other hand the servile classes were recorded as such in the extent (*chang-liang-ts'ê*), thus degrading their status ever more. The result was the reorganisation of land system of the period and here we see the gradual rise of *hsiang-shên*, that class of the Chinese gentry.

An Essay on the Development of English Feudalism

by

R. Tomizawa

In so far as our studies in Western feudalism are concerned, no attempt has been made to clarify its contractual side though those recent

years witnessed so many contributions to this typically medieval system. But feudalism as we understand it is *par excellence* a complex of private contracts between lord and man and an emphasis must also be laid on this side when we describe the feudal development in England though the monarchical power was stronger from the beginning, exerting more or less influences on English feudalism.

Before and after the Norman Conquest the feudal society developed through the endowment of fief, the *Verdinglichung* of feudal contract, and culminated in the status-organized society under the administrative initiatives of the Norman and Angevin kings. At the same time, however, it is important to notice that the full development of such a society tended to be immobilized, till the status consciousness retreated in the turmoil of bastard feudalism in the fourteenth and fifteenth centuries.

Lastly the bastard feudalism with its confusion and unswerving localism was overcome by the constitutional development of the Commons in the same period, especially in the fifteenth century.

Anciens arts et métiers céramiques vus de leur géographie historique

par

S. Takahashi

Il est un dessein principal dans cette article de mettre en lumière les arts et métiers du point de vue géographique, ce qui était souvent laissé passer dans la géographie historique de l'ancien japon.

Quand j'ai pris d'abord un aperçu général sur les lieux des arts et métiers trouvés partout dans le pays, étant appuyé sur les renseignements des disciplines voisines, il était possible de donner quelques exemples du nom de lieu et de l'emplacement des ateliers céramiques dans chaque région où il existe encore leurs ruines et débris.

Concernant une chaîne de ruines au sud d'Osaka, je suppose de déplacement progressif des fourneaux vers le fond de la montagne, à la suite de la recherche sur leur état de diffusion aussi bien que celui de l'éta-